

一七世紀後半を中心とするパレンバン王国の胡椒交易

鈴木恒之

はじめに

一六世紀後半、スマトラ南東部に成立したパレンバン王国が、後背地における胡椒栽培の拡大を基盤に港市国家として発展を遂げるにつれ、オランダ東インド会社（以下、オランダまたは会社と略す）はこれを自らの交易独占体制の中に組込むべく努める。パレンバンとオランダとの継続的交易は一六三六年に前者が領内の胡椒の独占供給を約束したことから始まる。次いで四二年、細部にわたる協定を結ぶが、間もなく両者の直接取引が途絶え、独占の約束も有名無実化した。だが、その後、パレンバンの胡椒生産が拡大し、その取引がパタニ、クイナン、カンボジアなど自らの勢力圏外まで及んでいるのをみたオランダは、五五年これら外国船を実力で排除し、直接取引を再開することで協定遵守を迫った。協定を失効したと見なすパレンバンはこれ

に反発し、五八年、オランダによるカンボジア船の拿捕に怒り、これを襲撃するに至った。オランダは翌年王都＝港市パレンバンを攻撃・破壊し、その後も河口封鎖などで降伏を迫つた。結局、この間に国王が亡くなり、後を継いだ弟の新王ラデン・トゥムンゴン（以下本稿では、アブドウルラフマンとする）の下で和平を余儀なくされ、六二年六月、和平協定が調印された。

この和平協定では、四二年協定に盛られた交易規制内容が状況の変化に応じて改変・補充され、オランダの胡椒を主とする交易支配体制への編入を明確にした。以後、パレンバン王国は大枠をこの交易支配体制に縛られながら、なおかつ可能な限りその枠を越えようとする交易政策を展開する。本稿の目的は、一七世紀半ばから一七一四年頃までを対象に、そのパレンバン王国における内外の交易政策を明らかにし、当時の港市国家の構造的特質の一端に迫ろう

一七世紀後半を中心とするパレンバン王国の胡椒交易（鈴木）

とするものである。なお、時期を一七一四年に限つたのは、この年に王位の繼承があり、その後大きな政治的変動が続いたことで、交易政策にもある程度の基本的変化が生じたのではないかと推測されるからである。

一 胡椒交易に関するいくつかの問題

王都にして港市、パレンバンはムシ川の河口から約九〇kmの上流に位置し、その上流にはまた広大な湿地が続くため、多くの住民はその奥の高地、山地帯に居住する。胡椒はほぼ全てこの高地住民によつて栽培され、ムシ川その他の河水を利用して王都へ運ばれ、輸出された。一六六〇年代前後の生産量を伝える史料はなく、四一年に一万四〇〇〇、七七年に四万、九〇年に五万ピクルと見積られた数字から推量するしかない。胡椒は四月から六月の大収穫期と、九月から一月の小収穫期とをもち、通常一二月頃から三月頃までの西のモンスーン、雨季の川の増水にのつて筏や小舟で王都まで運ばれる。集荷には高地民自身が王都の市場にもたらす方法と、港市の商人が高地へ買付けに行く方法の双方がとられていた。

三六年以來、オランダはシーズン毎に会社船を送つてこれを買入ると共に、主にバタヴィアの中国人などの個人

商人にパレンバンでの胡椒取引の許可を与え、それをバタヴィアまたはムラカ（マラッカ）の商館に納入させる方法で、その独占確保を図つた。むろん、これで独占が可能になつたわけではない。従来からパレンバンとの交易に従事していたマカッサル、ジャワ、ムラユ（マレー）の商人の密かな取引や、前述のように中国人商人などによるバタニ、クイナン、カンボジアへの輸出も続けられていた。

六二年協定は、オランダにとつては軍事的勝利という力の優位を利して、この独占取引をよりいつそう強める意図のもとに結ばれた。その内容を要約すれば次のような。
①会社はパレンバンに商館を設置する。②国王は自由・公正な取引を保証し、会社は胡椒取引における商品前渡しの強制や商取引における割引要求を受けない。③領内で得られる胡椒は全て会社及び、その臣民でバタヴィアまたはムラカに輸送する者以外に売却してはならない。違反者があれば国王はこれを取り締まり、商館員に通知し、没収した胡椒を商館に引渡す。会社は常に市場に出回る胡椒の購入に応じられるだけの資本、つまり現金、綿織物、その他商品を準備しておく。④会社とその臣民の胡椒の買上げ価格は、一ピクル（一〇〇カティ、約六二kg）を現金で四レアル、商品と交換でなら四・五レアルとし、輸出関税・計量費・諸手数料等を免除する。⑤会社臣民に対しては治外法

権、商館長は領事的権限をもつ。また、互いの臣民・奴隸の逃亡者はこれを引渡す(*Corpus Diplomaticum 2:209-12*)。これに基づき、オランダは四二年協定でも言ひながら実行しなかつた商館の建設を今度は熱心に進めた。当初指定された地点は、少し上流に過ぎず、外国船の胡椒密輸を有効に監視できないとして、宫廷の対岸、ほぼ向かいのスンギ・アワルに変えさせてもいる。独占交易の効率的実現のために、商館は不可欠であった。また、取引において、常にトラブルの因になつた変動する価格や関税の交渉の煩を避けるために、すでに四二年協定の交渉の時から主張していた価格の固定化も実現させた。

だが、この価格固定化、関税その他の免除については、国王がとくに関税支払いを求めて批准を拒否した。結局、会社はピクル当たり〇・七五レアルの関税を国王に現金で支払うこととされ、この額はその後長く維持されることになる。他方、会社から胡椒交易を許されたバタヴィアなどの個人商人の輸出関税は〇・五レアルとされていた。これに応じて胡椒の固定価格も有名無実化し、当事者間の取り決めにまかされた(GM 3:417, VOC 1338:332)。

また、六三年にはシャバンダルらが從来慣習とされてきた計量費とルバルバの支払いを強く求め、これも支払われることになつた。シャバンダルは從来四人おかれていただよ

うである。それらは、南からくるジャワ人、北からくるジャワ人⁽²⁾、ムラユ人、及び中国人と、それぞれの担当が定められていた。それに六二年以来、会社担当者が新たに加えられ、会社とのあらゆる面における直接交渉を担い、ペレンバンの交易における会社の比重が増すにつれ、その地位の重要性も高まつた。ただし、シャバンダルの増員は臨時措置にすぎず、その後この数は四人に戻された。その際、会社担当の中国人担当が残つたのは確かだが、他二者の分担がいかにされたかは明らかではない(VOC 1240:867-8, 1244:2500)。

計量費といふのは、会社が買上げた胡椒をバタヴィアへ運ぶために船積みする際の計量に立合う任務への手当である。これは輸出関税額を算定するためであり、会社側と国王側と双方が確認しあつた。この計量は最初会社の商館員が当時の東南アジアで一般的であった中国式の棹秤を用いて行ない、通常複数のシャバンダルとその下吏が監視した。それでも、国王側から秤の不正確さ、計量者の誤魔化などの疑いが次々と出され、新しい棹秤を導入したり、計量をめぐるトラブルが絶えなかつた。そのため、七八年、九年の協定改訂に際しては、それぞれ「シャバンダルの配下の者」、「シャバンダルか彼がそれに任じた者」のみが計量に当たる」と、「日のある間、つまり日盛が読める間」は

1 七世紀後半を中心とするペレンバン王国の胡椒交易（鈴木）

計量を続けることになると規定してある(VOC 1248: 2388, Corpus Diplomaticum 3: 136-42, 546-54)。

この額は最初はジャンビで慣用される額の三分の二とされたが、七八年にその詳細が定められた。それによれば、計量費は一日三〇レイクスダールデルス^③、船一隻につき織物計一二反である。また、ルバルバは船の入港に際しシャバンダルに与える贈物であり、その船に積まれた織物各種につき一反とされた。また、その他の停泊費等は省かれた。これらは全て彼らの物になるわけではなく、得たものは全て先ず国王のもとへ持参せねばならなかつた。国王はそこからくる人の寡婦や書記、また自身の同居者や側妾たちに一部を与え、残りをシャバンダルらの取り分として引渡す。こうして分配されたものが彼らの報酬であり、生活の支えとなつた。こうした分配の在り方を蔑んで、ある会社高官は「豚が多ければ餌は薄くなる」と述べている。(VOC 1338: 348, 1498: 97)。

一方、香辛料との交換手段として最も重要であったスペイン・アル銀貨を潤沢に持てなかつたオランダは、むしろ積極的にこのインド製綿織物を活用しようとした。できるだけ多くのそれを胡椒との交換手段とするのみでなく、この綿織物そのものの販売を強化し、そこから得られるレアル銀貨を支払い手段にあてようとしたのである。否、綿織物取引そのものを会社の営業活動の重要な柱のひとつにしたのである。こうしたことから、会社はペレンバンの地元商人に胡椒集荷のみでなく、綿織物の小売にも力を注ぐことも期待した。また、その販売促進のために商館内にわざわざスペースを割いて、小売を中国人商人に託したりもしたが、肝心な住民の足は余りそちらへは向かわなかつた

(VOC 1253: 1568-9)。

一方、当初において価格固定は実現しなかつたが、協定に規定された胡椒買入れの支払い手段として現金と織物と併用する方法は一貫して用いられた。一六世紀のムラユ・インドネシア海域の交易において、インド製織物、特に木綿の需要が大きく、香辛料との交換にそれらが広く用いられていたことは今から指摘するまでもなかろう。それは一

I—国王と高価による独占

胡椒価格の固定化に応じなかつた国王アブドゥルラフマンの真意を示す直接的な史料はない。しかし、和平と協定締結の斡旋において示されたジャンビ国王の影響力を考えると、オランダ、イギリスの両商館をおき、相互の競争から利益を得ていたジャンビの体制に学んだことは十分考えられる。その基本的な考え方は、約二〇年前、置かれた立場は違うといえど、同じく価格固定の協定を結ぼうというオランダの誘いを、「自由な市場で最高の値段を付ける者を選ばず」べきとして拒絶したときのペレンバン国王と共通してこるふみてよんだらう。しかし、この「自由な市場」とは、あくまでも国王あるいは支配層にとってのものでしかない。上記の国王は同時に産地における買占めを繰り返し、市場の高値を維持していたのである。(Andaya 1993: 63-73, 鈴木一九九二: 一〇一-一一)。

まさに、これと類似のことが今度も見られた。六一年、国王は宫廷会議でもつて従来より大きいガントンの柵を作り、これを管理する彼の官吏の監視下でなければ胡椒の売買を許さないといふ、この官吏は売買される胡椒の一〇〇分の一を得ることと、ただし胡椒をこの官吏に売る者はこれを払わないでよいことなどを定めた。これは港市での商人を

犠牲にした国王の買占め策に他ならぬ。ついにその翌年には、いく人のジュナン(監視者)を胡椒の運搬路に配し、住民にその取引への参加を許さず、強制的な買上げを行なつた(VOC 1240: 869, 1244: 2501)。

同じような買占め策はこの後も続いた。六五年には高地で一〇〇ガントンを三・五レアル(一ピクルにつき11)と三分の一レアルに相当)で、国王のジュナンに売るよう強制した。また六八年には、やはり高地に綿織物を送り込み、一〇〇ガントンにつき三レアル(一ピクルにつき二レアル)で交換することを、拒否すればだれにもそこへ取引にくることを許さないとして、強制した。これに対し、港市では高地から運ばれてくる胡椒を先ず第一に抑えてしまい、輸出するための自分の船が十分な積荷を持つまでは、他のだれにも胡椒の買上げを許さず、他の商人たちがすでに前渡しで予約していたものさえ、横取りしてしまつた。わざに、七一年にもこれを繰り返し、アブドゥルラフマンは、運び下ろされてくる全ての胡椒を、持主の意思に副おうと副うまいと区別なく、彼の裁量にしたがつて差押えた。そのため、特に全ての筏が通らなければならない地点にジュナンを配置し、この買上げのためには一万四〇〇〇-五〇〇〇レイクスダールデルスが費やされたといふわれる。(VOC 1253: 2031-2, VOC 1267: 509, 515-6, 1282: 841)。

一七世紀後半を中心とするバレンバン王国の胡椒交易（鈴木）

これらの施策は二種に大別されよう。ひとつは、高地から送られてくる胡椒を港市、または輸送途中の主要な集荷地点で買占めることである。もうひとつは、產地である高地で、自ら設定した価格で強制的に買上げることである。

その狙いは、国王所属の船でもつてバタヴィアその他の地へ輸送・売却する胡椒を安価に確保することであった。同時に、上記七一年の買占めでは、国王は胡椒の市価を高く維持するため、買占めた胡椒をごく少量ずつしか送り出さなくした。そのため、価格が三と八分の一レイクスダールデルスにまであがつたように、流通統制による価格操作も主要な目的のひとつであった。この場合は、バレンバン市場で自らの胡椒を高く売るためである(VOC 1282:841)。

この価格操作は胡椒市価の低下に対応してなされたようである。表1はバタヴィアにおける会社の胡椒買上げ価格の変動である。その影響はパレンバンの市場にも反映された。たとえば、六七年三月のパレンバン商館は、ジャワ人、ムラユ人、パレンバン人の盛んな輸送によって胡椒は高値に維持され、バタヴィアで六レアルを支払う限り、ここの中市価が下がることはなかろう、と報告している。先の七年の価格操作は、パレンバンでの市価がそれまでで最低の二・二五レイクスダールデルス（現金）に下がった時になされた。また、七二年末以降に再び、会社から国王の胡椒

表1 バダヴィアでの胡椒買入価格 (VOC 902:23-4)

年 月 日	価 格
1638. 10. 20	10 レアル
1651. 12. 30	8 レアル
1659. 03. 18	5 レアル、または6と1/4 小レアル
1662. 10. 03	6 レアル、現金と織物半々
1669. 03. 05	5 レアル、現金と織物半々
1672. 03. 22	6 レイクスダールデルス、現金と織物半々
1672. 12. 09	4 レイクスダールデルス、現金
1678. 03. 08	5 レイクスダールデルス、現金と織物半々

独占の苦情が増へぬのやうのいふを示してゐる。七七年に、国王が体刑をもつて一一・二五レイクスタードルスよりも安く売つてはならぬと中国人商人に命じたのも同じ類である(VOC 1264:79, 1277:1190, 1320:294, VOC 1328: 262)。

国王アーブドウルラフマンの買占めによる利益獲得は、胡椒の輸出によつてもなされた。オランダは六二年協定締結当时、商館での集荷・会社船での輸送と会社臣民による輸送を主として想定し、ペレンバン住民による胡椒輸送を想定していなかつたのか、これについての言及はない。ところが、国王は強制的に確保した胡椒を商館に供出せず、国王の勘定でほぼ毎シーズン、バタヴィア、ムラカへこれを輸送した。しかし、西のモンスーン季の輸送先はムラカよりも、会社が認めぬシャム、アチエ、カンボジアへ、時にはコーチシナへも向けられた。トンキンやマニラ、あるいはテナセリウムまで行くことも計画されたと言われる。むろん、いれらは公然とではなく、使節派遣や他の商品輸出を名目になされた。この自由輸出(オランダは「密輸」と称した)は一部の宫廷高官やその庇護下の商人によつても追随されたが、その大部分は国王に関わつていてみられる(VOC 1252:1052, 1267:510, 1294:335)。

この自由輸出がどの程度の規模でなされたか、事の性質

上明確ではなく、推測する手がかりも筆者にはない。ただ、これがオランダの交易支配秩序を乱すものであることから、オランダはこれに抗議し、規制をはかつた。一六六四年前半から、当時すでに支配海域内で採用していた許可状政策を実施し、商館長が出港する船に輸送品目・行先などを記した許可状を与え、これに違反した者を寄港拒否、禁止品の没収などに処した⁽⁴⁾。しかし、国王などには「密輸」目的が明白であつても、許可状発行を拒否するいふは困難であった(VOC 1264:1018)。

胡椒輸送はアーブドウルラフマンにあらうとの利益をもたらした。輸送先で自國よりも安く、需要に応じて購入したインド製綿織物を、彼は高値で胡椒と交換することを農民に強制しえたからである。これは、会社の綿織物販売を阻害する働きをした。だが、ペレンバンにおける会社の綿織物販売にとって大きな障害となつたのが、個人商人による大量の綿織物輸入であつた。一六七〇年代、ヨーロッパにおける胡椒価格の低落に応じ、会社は胡椒の買入れ経費の節減の一環として、会社船によつず個人商人による輸送を奨励した。これにより、ペレンバンからの胡椒輸送にも多くの個人商人が参加し、七六年の報告には、ほとんどの胡椒が彼らにより自身の船・費用でバタヴィアへ運ばれていると言われるまでになつた。その彼らがペレンバンに大

量の綿織物を輸入し、市場にあふれる競合商品が会社の綿織物販売を圧迫するにいたつた。さらに、胡椒価格の低落が流通の方向を自由輸出へと向かわせ、会社全体の集荷量の減少傾向を促した。同時に高値を付けてペレンバン市場へ進出しよろとするイギリスの動きも誘つた（VOC 902：23-4）。

この状況への危機感から、オランダはペレンバンからの胡椒の確保をはかり、交易支配を徹底させるために、一六七八年、協定の改訂を求めた。以下、その主な改訂・付加された内容と、その狙いをみてみよう。

先ず、国王その他の自由輸出阻止を目的に許可状政策を明文化し、同時に国王がバタヴィア・ムラカ以外に胡椒を送れるのは、使節派遣に際しその贈物としてのみで、それも年に一〇〇〇ピクル以下、売却は許されない、とされた。⁽⁶⁾これを除き、ペレンバンの全ての胡椒は会社によつてのみ取引、輸送される。胡椒の価格はピクル当たり現金で三、商品で三・二五レイクスダーレルスに固定された。これは当時の市価動向よりも若干高めで、農民の胡椒耕作放棄やイギリスの進出を阻止することが意図されていた。国内における会社の胡椒取引は国王の任命する四人の商人（ファクトール）と行ない、半分を現金、半分を商品で支払うとされた。ファクトール制は国王側の発案であり、その取引

はシャバンダルの監視下にあつたから、これには会社との取引でアブドゥルラフマンが主導権を握ろうとする意図が込められていたとみてよい。だが、会社の取引はファクトールとのみに限られず、市場での取引も行なわれた。また、インド製綿織物とアヘンの輸入は会社とペレンバン人のみに許され、他の個人商人は排除された。（Corpus Diplomaticum 3:136-42）。

しかし、国王アブドゥルラフマンも、長子で皇太子のパンゲラン・デパティや次男のパンゲラン・アリアなども、協定を無視するように振舞つた。協定改訂後から八〇年にかけて、アチエへの胡椒輸出を強行したり、バタヴィアへの輸送の許可状を強要したのである。この頃、パンゲラン・アリアは父亡き後の王位を狙い、マカッサル人傭兵隊を抱えて兄デパティに脅威を与えていた。だが、この時期、ペレンバンは隣国ジャンビとの対立を深め、八一年初めこれを先制攻撃して敗れ、逆に攻勢を受けるようになった。同年五月、会社は重要なふたつの胡椒供給源の荒廃を憂え、強制的に両者を和解させた。けれども、重要な胡椒地域の所属をめぐる紛争や内陸部での襲撃など、九〇年ころまで対立は続いた。この間、来るべき兄との対決に備え、アリアはバンカ島近海で活動するマカッサル人やムラユ人、オランダウトの海賊集団との結び付きを強めていた（VOC

1347:564, Andaya 1993:115, 鈴木 一九八四：一四一五)。

先のジャンビとの和解の際、ペレンバンは会社により、ジャワ製を含むあらゆる織物とアヘンの輸入をペレンバン人にも禁じ、これを会社のみに限る、会社の外国人管轄権を会社臣民のみから居住・来港する全ての外国人にまで拡大する、国王が使節派遣で胡椒を贈物にできるのはバタヴィアとムラカのみ、つまり会社に限る、という内容の協定を承諾させられた。交易制限の縮め付けがいつそう強められたのである (Corpus Diplomaticum 3: 267-70)。

だが、こうした縮め付け強化も余り効果はなかつた。確かに、個人商人による胡椒輸送が禁じられたことにより、パレンバン商館への胡椒集荷は増加した。だが、西への自由交易の波はやまなかつた。アチエ、シャムに加え、新しくジョホールが焦点になってきた。また、輸送主には国王アブドゥルラフマンのみでなくデペティやその夫人も名をつらね、特にアリアが海賊・掠奪者の類として、また自由交易の巨魁として悪名をはせた。例えば一六九一年、ジョホールに一万二〇〇〇ピクルの胡椒が輸出され、その大部分はアリアによつてなされた。この頃通常では一〇〇〇ガントンで三五一四〇レイクスダールルスのところを、彼は最高七〇で買上げていた。その後、一八世紀初めには中国船の活動拡大に呼応して、その交易範囲はクダ、シン

タン、ペタペヘンなどまで広がり、アリアの子供達もこれに加わっていった(VOC 1407:73, 1414:170, 1437:355, 1498:143, 1776:3)

こうした自由交易船の帰り荷はやはり会社が禁輸品としたインド製あるいはジャワ製の綿織物が多かつた。ジャワ製はペレンバンでは特に好まれ、国王から船運送者に至るまでが、ジャワの衣服を身にまとつていた。また、港市の住民は多くが貧しくて高いインド製は身に付けられなかつた。前述のようにジャワ製も八一年に禁輸品に加えられたが、会社輸入のインド製への需要は高まらず、ジャワ製の密輸入を増やし社会的不満を高めているだけと判断され、結局八五年に国王の要望を容れ、その輸入を解禁せざるをえなかつた。また、会社の輸入品はジャワ製だけでなく、インド製でも自由交易品に価格や種類などの点で市場で後れをとり、販売は伸びなかつた (VOC 1498: 111-3)。

さて、ファクトールを介しての胡椒集荷は当初順調にいくかにみえた。しかし、八〇年代初め、会社のリアル銀貨不足からファクトールひいては農民にこれが行き渡らず、それを嫌つた農民から胡椒が直接市場へ流れるようになつた。この市場に手を出してきたのがデペティ、アリアら王子達であつた。アブドゥルラフマンは成人・結婚した彼らを扶養せず、彼らは自活する必要から胡椒取引、さらに自

由交易あるいはバタヴィアへの輸送に加わっていた。八六年、会社はこの自由交易の膨張を抑えるため、国王や王子達にバタヴィアへの直接輸送を公認した。その結果、この輸送のためを名目とする船の購入にジャワへ行く許可状を求め、国王や王子達の代理が次々と商館を訪れ列をつくつたと言われる（VOC 1428 : 380, 1453 : 632）。

ノバした状況の中、八八年後半から、アブドゥルラフマンは高地にいく人かのジュナンを送り、全ての胡椒を買上げ、住民に他の者への胡椒売却を禁止した。ジュナンは通常より大きい枠を用い、自身の利益をも上乗せして集荷した。宫廷高官、特にデペティとアリアは、これにより農民が胡椒耕作を捨て、商人が胡椒を得られず商売を放棄することを恐れ、嘆いたと言われる。しかし、彼ら高官がその代理商人も含め胡椒取引から排除されたことに不満を抱いた、ということが眞実であろう。この対立にはその後妥協が図られた事は確かである。数年後の報告には、この件を指して「王子達を除いて全ての個人商人がこの取引から排除された」とあるからである。結局、国王と宫廷高官、いわば宫廷勢力による独占が形成されたわけである。（VOC 1462 : 91-2, 119, 1498 : 82）。

この間、オランダは九〇年末からペレンバンに、レアル銀貨に代わるオランダ貨幣の使用、胡椒への混ぜ物の問題

等々、当面する取引上の課題の解決を迫り、協議の後、九一年初めに新協定を結んだ。しかし、胡椒の商品での価格を三と八分の五レイクスダールデルスと実際の価格に合わせた他、独占の進行の中で自然消滅したファクトールを改めて定めるとした程度の結論しか得られなかつた。宫廷勢力による独占は手を付けられず、なお続くことになる。その中で、会社商館への供出はほとんど国王父子に限られ、彼らの抱えていた中国人の代理商人を通じてなされた。他們は国王父子と共に、専らバタヴィアへの直接輸送に加わることでこの独占に関わつた。国王がさほど自身にとつて利益の大きくないバタヴィアへの輸送を継続せねばならなかつたのは、デペティ、アリアをはじめ多数の子供と妻妾がこれに直接間接に関わつていたからである。（Corpus Diplomaticum 3 : 536-43, VOC 1536 : 13）。

ところが、そのデペティが一六九一年一〇月に急死した。アリアは次期王位繼承者を自認し、次第にオランダに協力的な態度に改めた。一七〇一年一〇月、すでにかなりの老齢に達していた国王アブドゥルラフマンはアリアに王位を譲り、アリアはスルタン・ヒンガラガを名乗る（ただし、彼は後にマフムード・マンスールと称することから、本稿では以後国王マンスールの名を用いる）。マンスールは実権掌握後の〇三年、彼の弟達をはじめ他の宫廷高官、マンスー

ルの使役する以外の個人商人達を一切胡椒取引から排除し、これを独占する布告を出した。その真意は彼の勘定に入るべき輸出関税の減少を防ぐことにあった。その前年、パレンバンからバタヴィアへはマンスールのものを含め五五隻で約二万五〇〇〇ピクルが運ばれた。けれども、それらの船の多くは前国王の子や孫、あるいは前国王が謝礼をとつて自らに属するとした個人商人の船で、関税が免除されていたのである。(VOC 1676 : 17-8, GM. 6 : 197)。

この年、バタヴィアへの輸送は一二隻に減少したから、この禁令はある程度の力を持つたのであらう。しかし、これはこのシーズン限りの禁令であった。次のシーズンからは、大量に高地民が運んでくる胡椒を、マンスールや、特に高官のが現金ではなく、信用貸しののみで強制的に買取り、

バタヴィアへ輸送した。商人たちの衰退が進み、買取る資力がないため、農民はやむをえずこれに応じざるをえなかつた。

そのため、彼らは買手の高官等の船がバタヴィアから帰るまで、支払いを長期間待たざれることになったのである。(GM. 6 : 241, VOC 1691 : 5-6, 1711 : 5-6)。

当然、こうした状況に高地民からは強い不満が発せられ、やがて耕作放棄に至るだらうと推測された。マンスールはこの事態の最良の打開法を、オランダとの協定の趣旨に戻ることに見出した。つまり、協定を遵守してパレンバン産

出の胡椒は全て商館に供出し、バタヴィアへの直接輸送をやめることだというのである。そのため、一七〇五年半ばには、彼の子供たちにさえも、会社の商館へ供出する者でない限り、全く胡椒を買上げてはならない、と布告した。この禁令のためバタヴィアへの輸送はほとんどなくなつた。ところが、これは直接輸送を前提に会社船の運行体制を整えていたオランダには不都合であり、懸命の説得によりこれを撤回させた。結局、宮廷高官らが港市へ運ばれる胡椒のほとんどを入手し、それをバタヴィアへ直接輸送する仕組、いわば集団による独占が生まれた。この独占が国王権力と対立する側面を持ったことはその成立の経緯から明白である。(VOC 1711 : 60-1, GM VI : 392, 424)。

三 商人と農民

オランダが一六六二年、パレンバンでの胡椒取引を始めるに際し、何らか新しい仕組が導入された形跡はない。商人は従来の商習慣を維持し、そのうちの一部がオランダとの取引関係を強くした。六三年には信頼できるジャワ人と中国人がリアル貨幣に代わるオランダ銀貨での胡椒取引の試みを託され、高地へ出かけている。しかし、結局オランダはいわば仲介商人としての役割を担う主要な取引相手と

一七世紀後半を中心とするペレンベン王国の胡椒交易（鈴木）

して「最も有能で信頼できる」五人の中国人を選択した。以後、この五人に限らず、オランダとの胡椒取引に関わる商人はほとんどが中国人である（VOC 1244：2500, 1248：2383）。

この彼らの商業活動は大きいくたつの障害に悩まされた。ひとつの資本不足であり、もうひとつは国王及び高官の権力による独占である。前渡しは資本不足を補完する不可欠な手段であると同時に、商品を確実に掌握する方法でもあった。当時のこの地域において、前渡しは一般的な商慣行であった。胡椒の集荷にあたる商人は会社や他の大商人（例えばヨーロッパ人自由市民）などから前渡しを受けた。その中でも資力のある者は高地の生産農民に七ヶ月も八ヶ月も前から、時には数年も前から前渡しを与え、来るべきシーザンの胡椒を产地で確保して港市へ送りたり、あるいは輸送されてきた胡椒を港市で受け取った。当初、会社から商人に前渡しされた綿織物の価格は原則的に六二年協定で規定された胡椒一ピクルにつき四・五レイクスダールデルスであった。商人はこれを前渡しで農民に与えるにしろ、市場で売つて現金に換えるにしろ、安い胡椒の市価との差で十分に潤うはずであった。だが、会社の輸入する綿織物の需要はさほどでもなく、綿織物の前渡しよりも現金が求められたため、彼らは綿織物の値を下げたり、市場で安く売

る110%もの損失を出さねばならなかつたりした（VOC 1267：509, 515, 1569：82-3）。

こうした彼らに、度重なる国王による買占めは、債主への胡椒供出を一シーズン、時には数シーズン不可能にし、その負債を大きくした。その上七〇年代には、前述のように胡椒の価格低下から始まり、個人商人によるバタヴィア、ムラカへの直接輸送の増加と自由交易の盛行、それに伴う市場への綿織物の大量流入が続いた。そのため、会社も四五レイクスダールデルスでの綿織物の前渡しが不可能となり、停止した。こうした結果、商人達はますます負債から逃れられなくなつていった（VOC 1267：515）。

このような状況は七八年の改訂協定によつても何ら変わることはなかつた。会社へ供出する胡椒の価格が固定され、供出する商人は国王の任命する四人のファクトールとされた。ファクトールは会社と胡椒の供出量や必要な綿織物の種類・量などについて協議し、商品（織物）と現金半々で前渡しを受けた。この前渡しには必ず国王の認知かシャバンダールの立会のもとでなされ、国王の保証がついた。最初にこれに任命された四人は中国人で、ほとんどがそれまで会社と取引関係にあつた。（VOC 1338：348）。

ファクトールは必ずしも会社の専属商人ではなく、会社のためだけに尽くしたわけでもなかつた。そのため、会社

と対立する者もあつた。ダルマペヤはパンゲラン・デパティの属下にあり、集めた胡椒を会社に供出しないなどしたため、任命後数ヶ月には会社が彼の罷免を国王に求めている。

だが、これは国王側が容れなかつたらしく、彼は一六八〇年には、宫廷高官や他のファクトールの協力をも得て、彼らの意向通りに現金と綿織物を前渡しする」とを要求して、胡椒の供出を拒否した。その背景には、この頃会社はまたもやレアル銀貨不足になり、綿織物も含めパレンバン商館に迅速な補給ができず、彼らへの前渡しも十分でなく、供出後にも即座の支払いができないなどのことがあつたためである。(VOC 1338 : 395, 1359 : 566)。

数年後のレアル銀貨不足はいよいよ深刻になり、会社はファクトールの供出した胡椒の支払いを綿織物でしかできなくなつた。そのため、現金に不足した彼らは、胡椒農民に現金よりも綿織物の割合を高くした支払いを提示したが、現金・綿織物半々の支払いに慣れてきた農民はこれを受け入れようとはしなかつた。これが彼らの取引活動を妨げ、さらに前述の国王・高官らの独占が彼らを窮地に追いや込んだ。会社も取引の重点を市場を通じての個人商人、バタヴィアへの直接輸送に移した。こうして、ファクトールは会社への供出も、高地での投資も、会社に前渡しの要求もせず、無力化し、制度は有名無実化してしまつた(VOC 1498 : 233, 1569 : 168, 1637 : 38, 1648 : 145)。

ファクトールの活動不足を補完したのは個人商人である。会社はファクトール制発足以来、これとの取引を原則としてながらも、同時に個人商人との取引も続けた。特にファクトールが十分に機能しなくなると、彼らとの取引を活発化させた。そのためには、商館長は自己の責任で、あまり資

1394 : 271)。

一七世紀後半を中心とするペレンバン王国の胡椒交易（鈴木）

金の十分でない小商人にも前渡しをせねばならなかつた。彼らの取引はほぼ港市に限られ、そこでは現金での取引が主であつたから、彼らは前渡しで得た綿織物を損をしてでも市場で現金に換え、港市に送られてきた胡椒を購入し、商館に納入した。それ故、わずかな価格の上昇や国王らの買占めにより損失を免れず、富の蓄積どころか、逆に零細化を余儀なくされた者も少なくなかつた(VOC 1569:82, 1808 : 33)。

前述のように、オランダとの胡椒取引に関わつた大小の商人はほとんどが中国人であつた。一六八二年の商館の報告には、二九人の中国人商人のリストが付されている。四人のファクトール、次いで会社との胡椒取引はないが主立つた個人商人四人、他の商人に港市の市場や高地で、綿織物の運搬・販売、胡椒の買入に使役される一般の小商人二人である。この前後、中国人社会の増減がどのようであつたかはわからない。この中国人社会は会社商館の隣の一角を占めていた。カピタンの選任など、彼らがいかに管理されていたのか、今のところ筆者には明確ではない(VOC 1376 : 436, Andaya 1993 : 124-5)。

ハマの中で目を引くのがムスリムのカルティ・ウタマ（ウペヤ）である。彼は一六六五年にはすでに中国人シャバンダルを勤めると共に、国王自身の交易の一端を担つてもい

た。また、七一年には、かつて中国から大量に流入し、その後各地で銅、鉛、錫などで作られ、通用していた小銭であるピッヂの製造を任せられた。これは高地での国王による胡椒買占めの資金とされた。そして、七五年には特別にジヨナンとして高地へ派遣され、自ら胡椒買占めの任に当たつてゐる。さらに、七九年には、前任者が亡くなつた後を受けて四ファクトールの一人に任命された(VOC 1252 : 418, 1283 : 1566, 1294 : 337, 1311 : 278, 1361 : 5)。

彼のようないわば官吏として仕立つて例もさほど珍しくはないが、多くは国王や高官を庇護者、あるいは金主として商業を営んだり、国王らの専属商人として働くことが多かつた。そうした中国人の一部には、イスラームに入信し、その証に頭を剃り、その庇護者からペレンバン人女性を妻として世話をされた者も少なくなかつた。また、毎年甘言につられて三、四人の中国人がバタヴィアから妻子連れで移住してきたとの報告もある。ある意味では、国王や高官の側で彼らを積極的に囲い込んだとも言える。実務的に彼らを活用し、搾取することの利点はむろんだが、彼らが蓄積した富を、その死後に負債返済などの名目で没収し、容易に我が物にできたこともその一因であろう。それゆえ、彼らも他の外国商人と同様、国王の恣意的な搾取の対象から免れる」とができたわけではなかつた(Andaya

1993 : 1245, VOC 1453 : 632)。

前述の中国人商人リストには、中国人以外に質量共に注意に値する他の民族にはムラユ人があると述べられている。だが、このムラユ人にしろ、パレンバン人にしろ、彼らが胡椒取引に何處で、どの程度関わっていたか、史料からは明確には浮かび上がつてこない。しかし、パレンバンと東はジャワ、西はムラカ海峡とを結ぶ季節的な輸送交易の主要な担い手であったことは確かである。この輸送交易は遅くともムラカ王国の盛期から、盛衰はありながらも続いてきた。その基礎の上に胡椒ブームも支えられ、バタヴィア、ムラカへの胡椒の直接輸送も自由交易も可能になつたのである。だが、この全般的な輸送交易において、彼らと国王、高官らがいかなる関係にあつたか、現在のところ筆者には詳らかにしえない。

胡椒交易に関わるもうひとつの重要な要素は生産者の農民である。これについても多くは不明である。港市の王権は内陸高地の農民の生産にいかに関与したのか、あるいは関与しなかつたのかも不明である。わずかにこれに關係することでは、一八世紀初めに国王マンスールが商館員に、生産を維持するために地味豊かな土地に新しい農園を開くよう奨励している、と語つたことのみである。国王アブドウルラーマンがしばしば高地へ行き、数ヶ月滞在したのは、

胡椒農民からの収奪を目的としていたいとは明白であるが、その際に生産に関与するような施策があつたか否かは不明である (VOC 1691 : 65, 111)。

生産物の出荷、食料・衣類等の供給と並び港市が高地の胡椒生産に間接的に関わったのは、生産労働力として高い需要のあつた奴隸の供給であった。パレンバンの高地の住民が胡椒と交換に男女の奴隸を受け入れていることは一六四〇年代からすでに知られている。六〇年代には、マカッサル人によってブギス人その他の奴隸が多く売られてきた。国王アブドウルラーマンはこれらの奴隸の大部分を買上げ、彼らをジュナンと共に高地へ送り、国王の奴隸が先に売れまるまで個人商人が自分の奴隸を売らないように監視させた。それと同時に奴隸各人への関税と証書代を二から一〇レイクスダールデルスに引上げ、奴隸貿易でも独占を図つた。また、マカッサル、ブトン、ティモールなどまで船を送り奴隸を買上げている。九〇年の報告では、国王のバタヴィアへの使節の任務は一方で国事に關わるが、他方では奴隸と禁制品の買上にあると伝えている。さらに翌年、アブドウルラーマンは高地での胡椒生産に不可欠であるからとバタヴィアでの奴隸買上げの許可を会社に求め、許されてくる。(VOC 1282 : 842, 1369 : 897, 1462 : 133, 1498 : 140)

奴隸の供給は必ずしも国王の独占に帰していなかったわけでは

なかつた。この間、ペレンバンの高官達はバンカ島やビリトン島などへ繰り返し略奪遠征をし、住民をさらつて高地へ奴隸として売却した。八〇年代にはパンゲラン・アリアが自ら略奪を行つたり、仲間の海賊集団などから供給を受けたりして、高地へ奴隸を送り込んでいた。これらのことから、一七世紀半ば以降、高地の胡椒農民が一貫して奴隸の供給を受けていたことは確かである。しかし、農民がこれら奴隸をいかに使役して胡椒生産を行つたかはわからぬ。(VOC 1267:520, Andaya 1993:115-7, 鈴木 一九九四：一六五-六)。

高地の農民に対する胡椒買占めによる収奪は前にみたどおりである。これに対する最も激しい直接的反応は武力的な反乱である。一六六八年の商館報告には、コムリン川上流地域で国王のジユナンに対して背いた村々を抑えるために数千人の兵がそこへ送られたことを伝えている。ところが、本稿の対象とした期間、約半世紀の間に明確な武力反乱はこれが唯一の例である(VOC 1267:507-8)。

農民の抵抗はもつと消極的な方法で、しかし確実な反撃を加えながら行われた。それは胡椒を港市へ送らないことである。前述のコムリン川上流地域の反乱は数ヶ月で鎮圧されたが、住民はほとんどの胡椒をランボン地方のトランバワン経由でバンナンへ運ぶことで抵抗を続けた。報告者

はこれに續け、ムン川流域の住民も同様に国王の理不尽に耐えられず、彼らの胡椒をペレンバン港市以外の地へ持つていくのではないかと恐れている。実際、サラヤラン川とララン川を経由し、隣国ジャヤンビの港市の南へ出る道がすでに輸送ルートとして知られている(VOC 1282:841-2)。

また、一六八五年、イギリス人がブンクルに拠点を構えて以来、彼らがペレンバンからの胡椒流入を歓迎したことは当然考えられる。八八年には、イギリス人の支持をえたムラユ人集団がペレンバン奥地、重要な胡椒栽培地のウル・ムシ地方に大量の織物を持ち込んでいるとの噂に、わざわざパンゲラン・デパティがこれを検証に出向いている。高地の農民はブンクルに新しい彼らの胡椒の販売口を見出したことは確かである。九一年、会社総督は「一般政務報告」で、胡椒の流入の乏しい原因は国王の独占のため、胡椒の多くが「疑いなく農民によつて、陸路ランボンやブンクル、その他イギリス人がよく訪れる土地へ国王に知られずに送られていく」からだと指摘している(VOC 1453:615, 620-1, GM 5:398)。

このような港市ペレンバン、あるいは王権の手を経ない胡椒の輸出がどの程度の量に上つたかは定かではない。国王の独占を非難する会社の報告には早くから、農民がこの独占を嫌つて胡椒栽培を放棄し、不足がちな食料作物栽培

に転換してしまっただろう、との予測がしばしば述べられて
いる。しかし、独占が進行する中で胡椒栽培の衰退の傾向
はなく、全般的には減少よりもむしろ増加した。従つて、
農民は耕作放棄ではなく、耕作を拡大しつつなお国王・高
官らの独占に対処したとみるべきである。上記の方法が全
てとは言わないが、一つの対処法であったことは確かであ
る。低価格を強いられた農民にとって、史料での裏付けは
欠くが、生産拡大でそれを埋め合わせようとした可能性も
考慮を入れておく必要があろう (VOC 1282 : 841, 鈴木
一九九四：一七〇)。

おわりに

本稿のキイワードは二つの「独占」である。ひとつは、
ペレンバン王国が産する胡椒に対する会社の独占であり、
もうひとつは、同王国内における国王・高官による胡椒の
独占である。

前者は基本的に協定を通じて、オランダの交易支配体制
内にペレンバンを組み込むことであった。それはオランダ
が想定した基本的構図では、港市ペレンバンに置かれた商
館が集荷した胡椒をバタヴィアへ運び、逆方向にインド産
綿織物と銀貨をもたらす交易にすぎなかつた。ただし、こ

れは、以前からペレンバンが行つてきたインドネシア海域
におけるモンスーンを利用した交易の制限を前提としてい
た。それは大まかに、ペレンバンを基点に東のバタヴィア
と西のムラカを結ぶ範囲内とされていた。

ところが、この構図は会社の予想に反して、宮廷が商館
への胡椒供出よりも、自ら集荷し、自らこれをバタヴィア、
ムラカへ直接輸送する方法を強行したことにより、まず破
綻を來した。さらに、ペレンバン側は交易制限を無視した
自由交易を展開した。会社はこれを何とか交渉により基本
的構図に戻そうとし、協定の改訂を繰り返すが、結局は上
記のペレンバン側の動きを抑えることはできなかつた。否、
むしろその動きは強化され、よりダイナミックに展開され
たと言つてよい。また、オランダ側もこれを抑えきる手段
を講じきれなかつた。

しかし、これはペレンバン側におけるオランダの交易支
配体制と対決し、その体制を打破しようとする意図的な動
きではなかつた。国王アブドウルラフマンが漏らした、オ
ランダともう一度戦争するよりは「豚肉を食べた方がよい」
という言葉は、そのことを明白に物語つている。この体制
の存在を十分承知し、なおそれに全面的に屈服することな
く、自己の利益を最大に実現できる自主的な交易を貫いた
にすぎない。これは次の国王マヌスールの政策においても

同様である。オランダとの協定に基づく両者の関係、つまり基本的構図への復帰という彼の政策は、当時の国内的矛盾をオランダとの協定を利用することによって自らに有利に処理しようとしたものであり、これも決してオランダへの全面的屈服を意味するものではない（VOC 1253:2034）。それ故、問題はオランダの交易支配体制の内実にあることになる。つまり、オランダは協定によつて規制の内容を了解させ、許可状による交易制限でこれを維持しようとしたが、それを強制できるだけの実力の裏付けを欠いていた。そのため、この交易支配は全く意味を持たなかつたことはないが、極めて不徹底なものにしかならなかつた。

後者の独占の意味は、「国王は最大の胡椒商人である」という言葉に込められている。国王アブドゥルラフマンの独占政策はまさに、そうなるべきために、またそうであり続けるために施行された。支配権力を行使することによって、胡椒取引から競争相手である個人商人を排除し、商館への供出をも妨げた。この国王の独占を脅かす存在は唯一彼の王子達を主とする宮廷高官であつた。国王は彼らの自活のために、胡椒取引への参加を認めざるを得なかつた。この高官らの活動が拡大することは国王の独占を揺るがし、国王の独占強化は高官らの利権が縮小されることを意味した。こうして、国王と宮廷高官（国王の子供、一族を主とす

る）の間に、胡椒取引から生ずる利益をめぐる矛盾・対立が発生した。だが、この矛盾は宮廷高官らの活動が主に港市での胡椒確保、自由交易や直接輸送に向けられることによって、拡大が阻まれた。これはまた、港市での胡椒取引に関わっていた比較的資力の乏しい商人達を圧迫することになった。しかし、このアブドゥルラフマンの下では抑えられた國王と宮廷高官の間の矛盾は、一八世紀に入り、マンスールが実質的に王権を行使する中で顕在化していく。マンスールが施行した独占のための施策の揺れはこれを反映している。

このような宮廷勢力内の矛盾・対立は、支配権力が国王個人に体現され、官僚機構が未整備で、それでも国王の近親、つまり王子・兄弟が政治的権力機構の上位を占める体制においては、必然的に発生する問題だと考えてよい。その矛盾が拡大すれば、政治的実権の掌握や王位継承その他をめぐる内紛へと進行するのである。

しかし、この時期のペレンバン王国ではそこまでは至らず、胡椒の交易をめぐる対立にとどまつた。だが、国王あるいは高官らによる独占の強化によつて、胡椒取引に関わる商人はほとんどが自立的な商業活動を封じられてしまつた。胡椒取引に関わる大小の商人はほとんどが国王あるいは高官らに依存するか、またはその属下で働く者に限られ

てしまつた。パレンバンにおいては、最大の富の源泉であつた胡椒取引に関しては、自立的な商人の活動の場はほぼ失われてしまつたのである。それ故、宫廷に富が蓄積されても、社会には蓄積されることとはなかつた。

注

(1) この当時のパレンバン国王は自らを「パンゲラン」と称していたが、一六七一年頃から、この国王はスルタン・アブドウルジャマル、またはアブドゥルラフマンを称するようになる。通常、改称後の文献には、アブドゥルラフマンが用いられるのと、途中で名称を変えるのは紛らわしいので、本稿では一貫してアブドゥルラフマンを使用する。

(2) この「南から」「北から」が具体的にいかなる地域に該当するのかは分らない。ただし、会社の報告書中では東西のモンスーンをそれぞれ「北のモンスーン」、「南のモンスーン」とすることもあることから、北はマレー半島、ムラカ海峡方面を、南はジャワ以東をさす可能性もある。

(3) オランダの貨幣単位。レアル銀貨に代えてオランダ貨幣を導入・流通させようとしてから、価格表示の多くがこの単位でなされるようになつた。本来はレアルと同価値であるが、なかなか受容されないため、八分の七、あるいは六の比率で交換されたこともある。

(4) ガンタン^{gantang}は本来容積の単位であるが、その内容量は地方によつて多様である。当時のパレンバンでは、胡椒取

引は一般にこのガンタン単位でなされた。重量単位で取引をしていた会社は、標準的には一〇〇ガントンを一・五ピクルに換算していた。

(5) パレンバンへの許可状政策の導入は一六四二年協定ですでに約束されたが、住民に許可状を発行すべき商館が設置されなかつたために、実際には行われなかつたに等しい。この時

の、渡航を許される範囲は協定文には記されてないが、西はおおむねインドラギリ、ジョホール、ムラカまでに、東はバタヴィアまでと次第に明確にされていった(VOC 1498:105)。(6) これは全てを合計して一〇〇〇ピクルの意味である。また、会社はこれによつて国王によるバタヴィア、ムラカへの直接輸送をも制限したものであつた。

(7) 一六七八年協定締結後、遅くとも同年一〇月にはこの価格に改められ、以後これが通用していた(VOC 1378:371)。

(8) このジャワ人はパレンバン住民であることを意味している。当時の商館員は、外来の中国人やムラユ人などを除き、一般的のパレンバン住民をジャワ人とすることが多かつた。

(9) 他にはキエイ・ラクサ・ナタ、キエイ・ラクサ・ディタ兄弟などが知られる。特に後者はもとはパンゲラン・デパティのための胡椒商人であったが、九二年初めにファクトールの列に加わつた。彼はファクトールであると同時にアブドゥルラフマンの専属商人でもあり、その書記もつとめた(VOC 1517:6, 1569:4)。

(10) 耕作放棄ではないが、ジャンビとの国境近く、ラワス地方の住民で、スク・ピンダと称されるグループは負担が強化されるとジャンビへ移り、またその逆で、パレンバンへ戻るといつたことを繰り返したことで知られる(Andaya 1993: 124)。

一七世紀後半を中心とするペレンバン王国の胡椒交易（鈴木）

（付記）森弘之さんには、筆者がインデネシア史の研究を志して以来、同学の先輩として温かくそして厳しく指導いただいた。今回、本稿の執筆にあたり、あらためてその学恩を思い感謝の念でいっぱいである。本稿が少しどもその学恩に報い、森さんへの盡への慰めとなれば幸いである。また、いのよろな機会に執筆者の一員に加えて下せられた『史苑』関係者の皆様に感謝したい。

未刊行文書

オランダ東印度会社関係文書Archief van VOC(オランダ国立文書館Argemeen Rijksarchief蔵) ..>〇〇〇の標記の後に文書番号が付いてある。

文献

Andaya, Barbara Watson 1993. *To Live as Brothers : Southeast Sumatra in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*. Honolulu, University of Hawaii Press.

Corpus Diplomaticum 1-5. 1907-1939. Heeres, J.E. en F. W. Stapel, eds., *Corpus Diplomaticum Nieuwland-Indicum ; Verzameling van politiek contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in de Oosten gesloten*. 's-Gravenhage.

GM. 1-6. 1960-1976. Coolhaas, W. Ph., ed., *Generale Missiven van Gouverneurs-generaal en Raden aan Heren*

XVII der Verenigde Oostindische Compagnie's Gravenhage.

鈴木恒之 一九八四 「ペレンバン王国の対外関係 — 一七世紀を中心として—」『史譜』第三六集 一一一九。

辛島昇・和田久徳編『東南アジア世界の歴史的地位』 東京大学出版会 九二一〇八
「一九九一」「ペレンバン王権の確立」石井米雄・
わる東南アジア史像』山川出版社 一五〇-一七〇。
(東京女子大学教授)

一九九四 「港市國家ペレンバン」池端雪浦編『変